

建産第105号の1
令和8年7月7日

一般社団法人奈良県建設業協会会長 殿

建設産業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の全面施行について（通知）

平素は本県土木行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）が公布され、令和7年12月12日に全面施行となったことから、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。また、その他所要の改正についてもあわせてお知らせいたします。

記

1 入札金額の内訳書に記載すべき事項の明記

（1）法改正の概要

これまで建設業者が公共工事の入札の際に提出する入札金額の内訳の内容については詳細に定めがなかったところ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127条）第12条において、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳（以下、「労務費等」という。）の明示を求めることが規定されました。

当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費については、国土交通省令において定めることとされ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条において法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金と規定されています。

（2）本県の対応

① 工事費内訳書に係る改正（様式は「工事費内訳書」を参照）

本県が発注するすべての建設工事において、労務費等の経費の内訳について記載欄を設け、入札者に記載を求めます。工事費内訳書の様式及び労務費等の内訳は以下のとおりです。

様式	土木一式工事等 (建築一式・建築設備以外)	建築一式	建築設備
内訳	・直接工事費のうち材料費 ・直接工事費のうち労務費 ・現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額 ・現場管理費のうち建設業退職金共済契約に係る掛金 ・工事原価のうち安全衛生経費	・直接工事費のうち材料費 ・直接工事費のうち労務費 ・工事原価のうち法定福利費の事業主負担額 ・現場管理費のうち建設業退職金共済契約に係る掛金 ・工事原価のうち安全衛生経費	・直接工事費のうち材料費 ・直接工事費のうち労務費 ・現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額 ・現場管理費のうち建設業退職金共済契約に係る掛金 ・工事原価のうち安全衛生経費

② 入札者において必要な対応

工事費内訳書様式内の記載例を参考に、以下に注意して労務費等の5項目の内訳を必ず記載してください。

- ・労務費等の5項目のうち1項目でも未記入の場合は、入札を失格とします。
- ・法定福利費について、金額（0円を含む。）以外を記載した場合は、入札を失格とします。
- ・該当がない経費で「0円」と記載されている場合は、入札を有効とします。
- ・材料費、労務費及び安全衛生経費について市場単価方式を活用している場合等、金額欄に「計上不可」と記載されている場合は、入札を有効とします。
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金について、対象労働者がいない場合で金額欄に「－」と記載されている場合は、入札を有効とします。
- ・労務費等5項目が記載されており、県が指定する工事費内訳書で記載を求めている項目について全て記載されていれば、①の改正後の工事費内訳書に拠らなくても入札を有効とします。

2 法改正を受けた建設工事請負契約書及び請負代金内訳書の改正

建設業法第20条第1項において、労務費等の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、国において建設工事標準請負契約約款が改正され、見積段階で内訳明示される労務費等の経費については、請負代金内訳書においても明示する項目として追加されました。本県においても請負代金内訳書を改正し労務費等の内訳の項目を追加したうえで、建設工事請負契約書に請負代金内訳書に労務費等の内訳を明示しなければならない旨を規定します。

3 社会保険等未加入建設業者の排除（その他所要の改正）

（1）制度の趣旨

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の趣旨を踏まえ、建設工事の下請負人から社会保険等未加入建設業者（※）の排除を図るため、建設工事請負契約書に社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止する旨を規定します。

※社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者（適用除外）を除く。）をいう。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（2）排除の対象となるもの

建設業許可を有する社会保険未加入建設業者

4 改正を行う様式及び契約書

- （1）工事費内訳書
- （2）請負代金内訳書
- （3）建設工事請負契約書
- （4）建設工事請負契約書（早期契約・フレックス工期契約）

5 改正箇所

4 (2) (3) (4) について、別添新旧対照表のとおり

6 適用期日

(1) 工事費内訳書

令和8年8月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用します。

(2) 請負代金内訳書及び建設工事請負契約書

令和8年8月1日以降に契約を締結する建設工事から適用します。

ただし、令和8年8月1日までに公告又は指名通知を行った建設工事においては、改正前の請負代金内訳書を使用することは差し支えありません。

7 改正後の様式及び契約書

改正後の各種様式及び契約書は奈良県ウェブページに掲載します。

【掲載箇所】

(1) 工事費内訳書

トップページ > しごと・産業 > 入札・契約・免許 > 入札制度 > 入札契約制度 > その他 > 入札金額の内訳書の様式・記載例について

(URL : <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4426.html>)

(2) 請負代金内訳書及び建設工事請負契約書

トップページ > しごと・産業 > 入札・契約・免許 > 入札制度 > 入札契約制度 > 建設工事請負契約書 > 建設工事請負契約書等について

(URL : <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html>)

県土マネジメント部 建設産業課

公共工事契約管理係 TEL : 0742-27-7425 (直通)

入札契約係 TEL : 0742-27-7486 (直通)